

第 1544 回 (6 月 9 日)

コルホーズ員年金法の導入

——コルホーズのソフホーズへの
転換と関連して——

野 部 公 一

1. はじめに

旧ソ連では、長引く経済の低迷・大幅な物価上昇により、市民生活の窮乏化が続いている。とりわけ固定した収入に頼る年金生活者の苦境は、各種メディアにより報道されている。ところが、わが国においては(解説・翻訳を除いて)ソ連の年金制度に関する研究は、ほとんど存在していない。本報告では、ソ連の農業従事者に対する年金制度を、その画期となった 1964 年のコルホーズ員年金法の導入を巡る情況を中心に検討する。

周知のように、ソ連においては労働者とコルホーズ員との間には、社会的・経済的格差が存在していた。その例として国内パスポート制度がしばしばあげられるが、年金制度においてもそれは顕著であった。労働者にはすでに戦前期に国家年金制度が適用されたのに対して、コルホーズ員は 1964 年まで一貫して自助努力が求められていたのである。さらに同じ農業従事者の間でも、ソフホーズで働く者は「労働者」とされ、国家年金制度の適用を受けていた。このような制度的矛盾は、1954 年から広範に実施されたコルホーズのソフホーズへの転換により新たな問題を発生させることとなる。

2. コルホーズのソフホーズへの転換

——年金問題の発生——

従来の研究では、転換によりソフホーズに移ったコルホーズ員は、より高い保障された賃金・国家年金受給の資格を得、「生活の物質的水準は直ちに向上した」とだけ触れられてきた。しかし、その実態はより複雑であった。個々の例では、収入が減少した旧コルホ

ーズ員もいた。また、国家年金受給に関しても旧コルホーズ員は、数々の不利益をこうむった。例えば、彼らは「1939 年からのコルホーズでの連続した労働期間」を、老齢年金受給のための在勤期間に算入できた(従来の法規ではコルホーズでの労働期間は、一切、年金支給の権利を発生させなかった)。だが、逆に言えば、それ以外の期間は算入できず、「1939 年前にコルホーズに参加した多くの老齢のコルホーズ員」が現在(1961 年)、老齢年金受給の資格を持っていない、ということになった。また、実際にはコルホーズ員の在勤期間は、組織的徴募によらない出稼ぎ等でしばしば中断されており、「連続した労働期間」との規定は現実的でなかった。

より深刻なのが、ソフホーズに移れなかった旧コルホーズ員(主に高齢者)の問題であった。老齢および障害を持つコルホーズ員の大部分は、「通例、コルホーズで毎月の食糧を受け取り、若干のコルホーズでは、現金の年金まで受け取っていた」(コルホーズの年金制度の欠点については後述)。ところが、老齢・健康状態から、彼らはソフホーズには採用されなかった。そして、「彼らはコルホーズ員ではない(コルホーズはソフホーズに転換された)。彼らは労働者でない(ソフホーズでの労働には採用されなかった)。……年金も、手当ても彼らにはない」という状態になったのである。

転換にともなうこれらの事態は、コルホーズ員と労働者の年金制度の格差を明らかにし、旧コルホーズ員だけに止まらずコルホーズ員全般の現行年金制度に対する不満を高めたのであった。

3. コルホーズ員年金法の導入

——コルホーズ年金に関する論議——

当時のコルホーズ員に対する社会保障は、すべて個々のコルホーズの内部資金にたっており、必然的に数々の欠点を伴わざるを得

なかった。順に挙げていけば、その普及率の低さ・内容の貧弱さ、コルホーズ間の大きな格差、不安定性である。さらに 1958 年の MTC（機械・トラクター・ステーション）の改編は、コルホーズ自体を疲弊させ、そのただでさえ弱体・不安定な年金制度に大きな打撃をもたらした。経済的に苦境に陥ったコルホーズの救済策として、主により一層のソフホーズへの転換がとられたが、これは先に見た年金に関する数々の問題を、より広範に発生させる結果となった。このため、「われわれはコルホーズを組織し、最初に参加し、自分の経営を不分割フォンドに組み入れた。われわれはコルホーズの経営を強化し、社会主義を建設し、ソ連軍に食糧を供給し、物質的困難を耐え抜いたのである。……それなのに何故、ソヴィエト政権はわれわれ老齡コルホーズ員に対して、かくも不公正な態度をとるのか」。「われわれは老人を見殺しにしてはならない。ニコライ帝の下でのように、共同体を回り、施しを求めるということがあってはならないのである」等の痛烈な批判が政府にむけられた。

当時のソヴィエト農村は、独ソ戦による約 2,000 万人におよぶ犠牲者、若年層を中心とする急速な都市への人口流出により、従来の扶養形態が困難になり公的年金への依存を強めていた。「一定の在勤期間を稼ぎ国家年金の権利を得るために」コルホーズを去ることが多数発生していた。このような状況下で、1958 年頃からコルホーズ員年金法の草案が各種機関によって作成されていた。そして、1964 年に先に見たコルホーズ員の苦情の幾つかを取り込む形で、コルホーズ収入からの控除と政府の支出による連邦フォンドの形成による単一の年金システムを規定したコルホーズ員年金法が採択されたのである。

4. おわりに

1964 年のコルホーズ員年金法は、それが

コルホーズ員に対する初めての年金法であることに大きな意義がある。と同時に、支給資格の厳しさ、給付内容の貧弱さという大きな問題点ももっていた。このため、コルホーズからは老齡で脱退したにもかかわらず、国家年金法によって規定される年金受給に必要な在勤期間を稼ぐことを追求することが「実際にしばしば」あった。この事実こそが、コルホーズ員年金法の限界を物語っている。そして、これらの欠点が除去され、コルホーズ員が労働者と平等な年金支払いの条件を獲得するのは、実に 1989 年の第 1 回連邦人民代議員大会の決議によってであった。だが現在では、ハイパー・インフレーションの下で年金制度自体の根本的な改革が求められているのである。